

第4回自動運航船検討会（議事概要）

日 時：令和7年4月15日（火）14：00～16：00

場 所：国土交通省11階特別会議室（WEB併用）

出席委員：藤田座長、野川座長代理、南委員、清水委員、村井委員、三輪委員、
間島委員、巢籠委員、田中委員、中村委員、四方委員、平尾委員、飯
島委員、尾形委員、松本委員、石橋委員、村田委員、小倉委員、久保
委員

議事次第に沿って、事務局から資料の説明を行い、意見交換を行った。主な意見は以下の通り。なお、船員関係の質疑については、次回検討会において回答することとなった。

議事概要：

<議題2. 安全基準・検査WGでの検討の進捗報告>

(1) 安全基準の枠組み

- ・自動運航船に係る安全管理規程等について、どれくらいの量を想定しているか。また、本文ではなく別章で詳細が規定されることを想定しているか。
→特に決まりは無く、別添で詳細を規定していくことも想定している。
- ・任意ISM制度に基づき、SMSのマニュアルと手順書に自動運航船の安全管理に係る事項を規定する場合、どのように確認するのか。
→検査による確認について、まだ具体的な手続、詳細までは決まっていない。
- ・船舶所有者が行う安全管理体制に関わる資料による船員の教育について、教育訓練実施者の要件はあるのか。
→教育訓練を行う者の資格要件は引き続き検討する。
- ・自動運航船の安全管理に係る資料を作成するとされる「船舶所有者」には「船舶管理会社」も含まれるのか。
→「船舶管理会社」等が作成した資料を「船舶所有者」が船舶検査の際にチェックを受けるというケースも想定している。
- ・承認される機器は、自動から切り替えできるようなものに限られるのか。

→いつでも自動から手動に切り替えられなければならないことを想定している。

- ・機器の不具合の場合に自動運航からの離脱や機器の継続使用については本船上で判断するものとの理解で良いか。

→間違いない。

(2) 検査方法の概要

- ・検査の対象に遠隔支援設備は入っているのか。

→安全基準に遠隔支援設備に対する要件が規定されているため検査の対象となる。

<議題3. 現行法令の下での自動運航船の運航に向けた整理>

(1) システムと人の役割分担、責任・保険について

- ・資料に記載されている「危機管理」については、自動運航システムに欠陥が見つかった場合のことを意味しているのか。

→通常の船の運航で一般的な事故等の「危機管理」発生時を意味している。

- ・自動運航システムに重大な欠陥があったとき、海上保険が適用されるのか。また、この保険は、船体保険とP & I 保険、両方とも指しているのか。

→((株) 日本海洋科学 桑原執行役員) 保険会社と協議中であり未確定。

- ・実証実験は、自動運航システムの機器が正常に作動しているかどうかのチェックだけなのか、それとも陸側で人が介在することが含まれているのか。

→((株) 日本海洋科学 桑原執行役員) 基本的にはシステムに係る情報を陸上・船上で得る。陸上で全てのデータが見れて、船上に情報提供を行い、最終決定は航海系も機関係も全て、長である船上の人間が行う。